

妙高市 第6次行政改革大綱

～市民と行政とが協働心を持った
自治体経営の実現を目指して～



平成22年 1月

新潟県妙高市

1. 行政改革の目的

地方自治体は、市民が豊かで安心・安全に暮らし続けることができるまちづくりを推進するため、社会経済情勢や市民ニーズを的確に捉え、真に市民が必要とする行政サービスを提供していく必要があります。

そのため、妙高市は、自治の主体は市民であることを念頭に行政施策や組織体制などの行政改革に取り組み、経営的視点に立った自治体経営を行います。

2. 大綱の基本理念

『市民と行政とが協働心を持った自治体経営の実現』

これまで5次にわたり、事務事業の整理合理化や民間委託の推進、行政事務の電子化など、時代を捉えた行政改革に取り組んできました。特に、第5次行政改革では、「新たな行政経営の創造」に向け、自治基本条例の策定や行政評価の導入による事務事業評価などにより、市民が行政のパートナーとして積極的にまちづくりに関わっていける制度や仕組みの整備を行ってきました。

今後は、地方分権社会の進展に伴い、地方自治体は自己決定・自己責任に基づいたまちづくりを推進しなければなりません。「自治の主体は市民である」ことを念頭に、市民と行政が適切な役割・責任分担のもとで、互いに協働心を持ったまちづくりを推進するため、次の項目を行政改革の基本的な考え方として取り組みます。

一つに、市民と行政が目標を共有し、市民や地縁組織、NPO、市内企業などの活力を最大限に活かし、真に市民がまちづくりの主役となる施策を行い、民間活力を呼び覚まします。

二つに、限られた行政資源の中で、市民納得度の高い良質な行政サービスを持続するため、成果や顧客を重視した経営的視点を醸成し、自立した行政体制を確立します。

以上のことから、本大綱では「市民と行政とが協働心を持った自治体経営の実現」を基本理念とします。

3. 大綱推進のための重点項目

- (1) 連携と信頼に基づく市民との協働のまちづくりの推進
- (2) 経営的視点での行政活動の推進
- (3) 自立した行政体制の確立

(1) 連携と信頼に基づく市民との協働のまちづくりの推進

地方分権社会の進展により、地方自治体は「地域のことは地域で考え、自らの責任において決定する」という、自主・自立した自治体経営の必要性が高まっている。

このため、今後はまちづくりの主役である市民自らが事業を判断して、その結果を施策へ反映させるため、市民の行政参画の機会を一層拡大することや市民へ情報を積極的に公開することを推進する。

①市民の行政参画の推進

- 市民自治を推進するため、自治の主体である市民が施策の立案段階から加わり、意見を施策に反映する。
 - ・市民自治の基礎となる自治基本条例の普及・啓発
 - ・各種審議会の市民参画等による幅広い市民意見の市政への反映
 - ・市民による新たな行政評価の実施と事業仕分け等の導入検討

②情報共有の充実

- 市民と行政が目標を共有して施策を行うための、市民ニーズの把握と徹底した情報公開を推進する。
 - ・市民の意思決定に必要な情報の提供
 - ・情報の共有に向けた広報広聴活動の推進
 - ・情報公開条例及び行政手続条例の適正な運用

③市民等との連携・協力による協働のまちづくりへの転換

- 公益的サービスを行政が主体となり提供する仕組みから、市民や地縁組織、NPO、ボランティア団体との連携・協力による協働のまちづくりへの転換を図るため、地域自治組織やNPOなどの育成支援を行う。
 - ・市を取り巻く環境の変化を踏まえた市民と行政の役割分担の明確化
 - ・地域自治組織の活性化による地域力の向上
 - ・NPOやボランティア団体等の育成支援

(2) 経営的視点での行政活動の推進

社会経済情勢の悪化及び少子高齢化社会の急速な進展に伴い、歳入の減少、歳出の増大による行財政の悪化が懸念される。その中でも、最少限の予算で最大限の効果を発揮し、良質な行政サービスを持続していくため、徹底したサービスの管理を行うことが重要である。

このため、経営的視点による事業の評価を徹底するとともに、市民の更なる利便性の向上を考慮した取組みを推進する。

①事務事業の適正管理と見直し

○ISO統合マネジメントシステムを活用した適正な執行管理及び評価に基づく事務事業の見直しを図る。

- ・ISO9001、ISO14001に基づいたマネジメントシステムの徹底活用
- ・市民による新たな行政評価の実施と事業仕分け等の導入検討（再掲）
- ・行政評価に基づく事務事業の再編・整理、廃止・統合
- ・事業等の実施における受益と負担の明確化と公平性の確保
- ・サンセット方式※による事業の計画的実施

※サンセット方式：事業の終了年度をあらかじめ設定し、終了時点で事業を評価し、廃止、見直し又は継続を決める仕組みのこと。

②民間活力の活用

○地域の実情に合わせ、効率的で良質な行政サービスを提供し、地縁組織やNPO、企業などの幅広い民間活力の導入や連携・協力を推進する。

- ・地縁組織やNPO、企業等の民間活力を活用した民間委託の推進
- ・指定管理者制度について委託料基準の設定及びモニタリングの実施による適正な制度の運用

③電子自治体の推進

○行政事務の簡素化、効率化、迅速化による行政サービスの充実を図る。

- ・地域情報化基本計画に基づいた市民の利便性の向上
- ・行政事務の適正執行に必要な電子システム化の推進と効率的な運用

④行政サービスの充実

○行政サービスの品質向上と時代を捉えた行政サービスの提供を図る。

- ・総合相談業務の見直し等の窓口を中心とした質の高い行政サービスの提供
- ・市民の利便性が向上する事務権限移譲の受入れ
- ・中山間地域等の高齢化などによりコミュニティ組織の運営が困難な地域の支援

(3) 自立した行政体制の確立

地方分権社会において、自己決定・自己責任のもと、自立した自治体経営を行なうため、中長期的な視点に立ちながら社会経済情勢の変化に対応する組織体制の整備と財政基盤の確立に取り組む。

①職員の定員管理・給与の適正化

○今後の経済情勢や地方分権改革の動向、市の業務量を踏まえた職員の定員、給与・手当などの適正化を図る。

- ・定員適正化計画に基づく適正な定員管理
- ・人事考課制度による業績等を反映した給与の適正化

②職員の能力開発と人材育成

○自治体経営を担う職員の能力向上を図るため、各種研修を実施し、組織全体のレベルアップに取り組む。

- ・自治体経営をマネジメントできる職員の育成
- ・人事考課制度を積極的に活用した人材育成の実施
- ・職員による自発的な改善活動の推進

③組織・機構の見直し

○市民にわかりやすい簡素で効率的な組織・機構を基本に、市政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応する組織整備に取り組む。

- ・市民ニーズ等に的確に対応する効率的な組織への再編
- ・行政課題に迅速に対応できるプロジェクトチームの設置
- ・課題等への対応や重要政策等への意思決定手続きの明確化

④健全な財政運営

○財政縮小の中でも計画的な自治体経営を図るため、目的と目標を明確にし、数値目標を定め健全な財政運営に努める。

- ・経費全般の見直しと予算の厳正な執行管理
- ・市税の収納率向上等による自主財源の確保
- ・中期財政見通しの作成
- ・公共財産の有効活用の促進及び活用が見込めない施設の今後のあり方についての検討

⑤コンプライアンス（法令遵守）の徹底

○地方分権社会の進展により、地方自治体には自己決定をする機会が増加する。法令を遵守した適正で公正・透明な事務執行に努める。

- ・ I S Oの適正な運用と職員研修等の充実による法令遵守の徹底
- ・ 法務担当部署の設置検討

⑥財政援助団体、外郭団体等の活性化と再編

○市が関わる各種団体について、目的に即した活動の活性化と整理・統合などの見直しを図る。

- ・ 市が出資や負担・補助をしている法人等の財政援助団体の活性化
- ・ 組織基盤、財政基盤強化のための整理統合

4. 大綱の進め方

(1) 推進期間

本大綱の推進期間は、これまでの行政改革や第1次妙高市総合計画の計画期間と合わせ、平成22年度から平成26年度までの5ヵ年とする。

(2) 実施計画の設定

行政改革大綱の達成に向け、実施計画を策定する。実施計画では、達成目標及び達成年度の明確化を図る。

また、四半期に一度、実施計画の進捗状況を調査し、市民へ公表する。

(3) 庁内推進体制の整備

行政改革を推進するにあたっては、副市長を本部長とする「行政改革推進委員会」を中心に、個別課題については職場の枠を超えた横断的な検討部会を設置し、全庁的な職員参加に基づき取り組むものとする。

(4) 市民検討会の設置

改革を進めるうえでは、市民の理解と、改革に対する連携・協力が不可欠であることから、市民各層で構成する市民検討会を設置し、審議などを通じてその意見を改革に反映させる。

年2回会議を実施し、会議結果は市民へ公表する。

(5) 大綱及び実施計画の見直し

社会経済情勢の変化などに柔軟に対応できるよう、大綱及び実施計画は必要に応じて見直しすることができるものとする。

以 上

【第5次行政改革の主な成果】

○ISO9001、14001認証取得

平成19年3月15日、ISO9001、14001の認証取得。行政サービスの質的向上と環境に配慮した活動を実践する仕組みを確立。

○行政評価の庁内評価委員会の設置

副市長を本部長とし、総務課長、企画政策課長、財務課長を委員とする「庁内評価委員会」を設置し、事務事業評価を実施。

○施設使用料の改定及び加算割合の見直し

利用実態を踏まえたコスト計算を行い、施設使用料の改定、加算割合について見直しを実施。

○指定管理者制度の導入

民間活力を活用し、施設の有効活用を図ることを目的に実施。市内141施設に指定管理者制度を導入。

○災害時メール配信システムの導入

災害などの発生をメール配信するシステムを導入。2,000名を超える方が登録。

○電子自治体の推進

各種事務のシステム化により、事務の簡素化や適正な執行管理を実施。

○行政手続きの総合窓口化

新庁舎の完成に伴い、ワンストップサービスに取り組む。併せてフロアマネージャーを設置し、市民サービスの向上に努めた。

○自治基本条例の制定

平成19年4月1日から、市民主体のまちづくりの原則となる自治基本条例を施行。

○市民活動支援センター設立

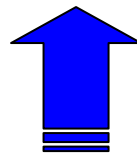
市民活動をより一層推進するため、市民・グループ・団体などをコーディネートし、助言・支援していく中核的な支援機関として平成18年度に設立し、相談支援などを実施。

市民が豊かで安心・安全に暮らし続けることができるまち

基本理念

市民と行政とが協働心を持った
自治体経営の実現

- ・市民が主役のまちづくりの推進
- ・経営的視点の醸成



3 つ の 重 点 項 目

連携と信頼に基づく市民と の協働のまちづくりの推進	経営的視点での 行政活動の推進	自立した行政体制の確立
①市民の行政参画の推進 ②情報共有の充実 ③市民等との連携・協力による協働のまちづくりへの転換	①事務事業の適正管理と見直し ②民間活力の活用 ③電子自治体の推進 ④行政サービスの充実	①職員の定員管理・給与の適正化 ②職員の能力開発と人材育成 ③組織・機構の見直し ④健全な財政運営 ⑤コンプライアンス（法令遵守）の徹底 ⑥財政援助団体、外郭団体等の活性化と再編

